

通知書

令和5年5月11日

文部科学大臣永岡桂子 殿

〒102-0083

東京都千代田区麹町4丁目3番地

麹町MKビル5階 福本総合法律事務所

世界平和統一家庭連合代理人

弁護士 福本修也



電話 03-5212-2223 FAX03-5212-2224

当職は、世界平和統一家庭連合（以下、「家庭連合」という。）の代理人として、貴省に対し、貴省が宗教法人法（以下、単に「法」という。）第78条の2に基づき、令和4年11月22日以来5回に亘り家庭連合に対して行なった報告徴収・質問（以下、「本件質問権等行使」という。）に関し、下記の通り通知する。

記

1 法律要件欠缺の違法

本件質問権等行使が法第78条の2の要件を欠き違法であることについては、提出済みの令和4年11月24日付及び同年12月2日付各法律意見書において詳細に述べた通りである。

すなわち、東京高等裁判所決定平成7年12月19日判例タイムズ894号43頁「オウム真理教に対する宗教法人解散命令抗告事件」（以下、「東京高裁決定」という）が示した

「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められ

る行為」(一号)・・(中略)・・とは、宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為であって、社会通念に照らして、当該宗教法人の行為であるといえるうえ、刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するものであって、しかもそれが著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為(である)

とする法第81条第1項第1号の要件解釈を一夜にして恣意的に変更し(令和4年10月18日内閣総理大臣答弁を翌19日に変更)、禁止規範又は命令規範ではない民法の不法行為を含むとしたことは重大な誤りであり(最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁)、この誤った解釈を前提とする本件質問権等行使は法第78条の2の要件を欠き違法である。

また、法第81条第1項第1号の適用対象となる「宗教法人の行為」は宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為であって、社会通念に照らして、当該宗教法人の行為であるといえるものでなければならないとする東京高裁決定に照らし、対象事実と目される家庭連合に関する損害賠償請求訴訟事案は明かにこれに該当せず、「法人行為論」から見て家庭連合にはおよそ同号該当の疑いがないにもかかわらず、本件質問権等行使を行ったことは法第78条の2の要件を欠き違法である。

2 誤った法解釈を前提としても本件質問権等行使は違法

貴省は、「行為の組織性・悪質性・継続性が明らかとなり、宗教法人法の要件に該当すると認められる場合には民法の不法行為も入り得る」として従前の法解釈を変更した内閣総理大臣答弁(令和4年10月19日参議院予算委員会)を前提に本件質問権等行使を繰り返してきたものである。

しかし、上記変更した法解釈(以下、「本件法解釈変更」という。)については、不法行為制度につき詳しく説示した前掲最高裁判例の壁が厚く、同判例と整合する理論的説明など不可能である。そもそも、「組織性」は法第81条第1項第1号の宗教法人の行為に該当するか否かの判断要素(東京高裁決定)であるのに対し、「悪質性・継続性」は同号の「著しく公共の福祉を害すると明かに認められる」か否かの判断要素であって、これら性格を異にする判断要素をごちゃ混ぜにして不法行為が「法令違反行為」に該当するか否かの判断要素とするなど、その論理の破綻は明かである。同号が規定する法令違反行為に不法行為が該当するか否かは条文解釈によって一義的に定められるべきものである。万一、不法行為が法令違反行為に該当するとした場合、当該行為の「悪質性・継続性」は「著しく公共の福祉を害すると明かに認められる」か否かという別の要件に関する判断要素となるに過ぎず、これらは法令違反行為該当性とは無関係である。このように、本件法解釈変更の内容は杜撰極まりなく、法解釈論の体をなしていない。

ただ、本件法解釈変更の当否については、ここで一旦脇に置くこととする。貴省は、第5回目となる令和5年3月28日付報告徴収の別紙2・第6項において、訴訟外の示談案件に係る通知書の提出を求め、その理由として、紛争内容が不明なままでは組織性・悪質性・継続性の有無等を明らかにすることができないことを挙げている。貴省において、それまで4回に亘り報告徴収及び質問を繰り返してきたにもかかわらず、未だに「組織性・悪質性・継続性の有無等を明らかにすることができない」でいるということは、貴省が依拠する変更後の法解釈の前提に立ったとしても、家庭連合につき法第81条第1項第1号の解散事由に該当する疑いがないことを自認するものに外ならない。すなわち、貴省による本件質問権等行使は、仮に上記法解釈の前提に立ったとしても違法である。

3 貴省の不公正な態度と権限濫用

貴省は、従前、東京高裁決定に依拠して、不法行為は法第81条第1項第1号の法令違反行為には該当せず、家庭連合については解散事由がない旨、国会答弁及び記者会見で繰り返し表明してきたにもかかわらず、令和4年10月17日、内閣総理大臣から質問権行使の指示を受けるや、俄に態度を豹変させ、同大臣による法解釈変更圧力を受けて同月19日の本件法解釈変更を強硬した上、家庭連合解散に向けて本件質問権等行使を重ねてきた。貴省は、本年3月末までに家庭連合に対する宗教法人解散請求の可否を判断する旨言明していたにもかかわらず、4月に行われる統一地方選挙及び衆議院補欠選挙の政治日程を踏まえた時間稼ぎのため、3月28日に報告徴収・質問権（第5回目）を行使してきた。さらに、5月19日～21日に「G7広島サミット」が開催されることから、貴省においては、同月中における解散請求可否の判断は困難と見て、第6回目の報告徴収・質問権を行使するものと推察される。同サミット後には衆議院解散・総選挙も観測される中、6月下旬の国会閉会を睨んだ時間稼ぎを模索する貴省の意図が手に取るように看取できる。法治主義を蔑ろにする誤った法解釈（しかも、政治的理由による恣意的で無理筋な解釈変更であることを貴省は自覚）に依拠し、確たる事実及び証拠がないにもかかわらず、政治日程に配慮しながらいたずらに報告徴収・質問権の行使を繰り返す貴省の対応は「行政権行使の濫用」以外の何ものでもない。

貴省は、本件法解釈変更以降、安倍元首相暗殺事件で沸騰した家庭連合批判のマスコミ報道に誘導された世論に迎合し、家庭連合に敵対する被害弁連及び脱会した元信者らの声高な一方的主張にのみ耳を傾け、最初から結論ありきの偏った立場から、家庭連合に対する違法な報告徴収・質問権の行使を繰り返してきたものである。その態度は一事が万事であり、文化庁宗務課長は、元信者らによる家庭連合の解散請求を求める署名を直接受

け取り，その場にマスコミまで立ち会わせて上，「裁判所でひっくり返されないように証拠を固める」とリップサービスまで行ったのに対し，他方において，解散請求をしないよう嘆願する家庭連合信者らの署名については，信者側が直接交付を強く要望したにもかかわらず，同課長において頑なに直接の受取りを拒絶した。また，ある報道機関が，家庭連合が貴省に報告した内容取材してその一部を報道したところ，貴省は，当該報道内容が事実であったにもかかわらず，「統一教会の主張を垂れ流す報道姿勢に問題がある」などとして文化庁への出入禁止処分の制裁を加えるという言論弾圧を行った事実も把握している。

本来，中立・公正であるはずの貴省の異常とも言える偏頗・不公正な姿勢が違法な本件質問権等行使の背景にあることは明かである。

しかしながら，この間，貴省が適宜相談している法務省において，本件法解釈変更を肯認しているのか否か，事実と証拠に照らし，貴省が行ってきた本件質問権等行使の適法性についてこれを是としているのか否か，甚だ疑問と言わざるを得ない。

4 いずれ本件が司法手続に移行した際には，家庭連合は上記指摘した違法の主張を前面に立ててこれを遂行する所存であるので，ここに申し添える。

以 上